

# 商品概要説明書

期日指定定期預金

(株) 清水銀行  
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

1. 商品名	・ 期日指定定期預金
2. 販売対象	・ 個人の方のみご利用いただけます。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最長 3 年（据置期間 1 年）</li> <li>・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの間の任意の日を指定できます。 （ただし、満期日の指定をするときはその 1 か月前までに通知することが必要です）</li> <li>・ 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。この場合は、満期日に自動的に期日指定定期預金として継続されます。</li> </ul>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括してお預け入れいただきます。</li> <li>・ 現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。</li> <li>・ 100 円以上 300 万円未満（総合口座の場合は 1 万円以上 300 万円未満）</li> <li>・ 1 円単位</li> </ul>
5. 金利情報の 入手方法	・ 店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元金は満期日以後に利息とともにお支払いします。</li> <li>・ この預金の一部について満期日を指定する場合は、1 万円以上の金額をご指定いただけます。</li> </ul>
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・ 満期日以後に一括してお支払いします。</li> <li>・ 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で、1 年毎の複利で計算します。</li> <li>・ 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則 20%(国税 15%、地方税 5%)ですが、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは、所得税額(国税 15%)に対して 2.1%の復興特別所得税が付加されます。</li> </ul>
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。貸越限度額は他の定期預金担保分を合算した金額の 90%(最高 300 万円まで)となります。貸越利率は担保定期預金の店頭に表示されている最長預入期限まで預けた場合の適用利率に 0.5%を上乗せした利率となります。</li> <li>・ 個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高 350 万円まで非課税がご利用いただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください)</li> </ul>
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別紙の中途解約利率により計算した利息とともにお支払いします。
11. 預金保険保護区分	・ 預金保険法の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。

# 商品概要説明書

期日指定定期預金

(株) 清水銀行  
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 証書式、通帳式での取扱ができます。</li><li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li><li>・ 満期日のご指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</li></ul>
13. 契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</li></ul>